

○新潟県中東福祉事務組合技能労務職に任用される会計年度任用職員の給与に関する規則

令和2年3月25日組合規則第5号

改正

令和2年10月9日組合規則第8号

令和3年10月8日組合規則第2号

令和4年10月7日組合規則第2号

令和6年3月22日組合規則第2号

令和6年12月27日組合規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は新潟県中東福祉事務組合技能労務職の職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成24年組合条例第15号）第2条において準用する五泉市技能労務職の職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年五泉市条例第44号）第4条の規定に基づき、技能労務職で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるものの給与について必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 技能労務職に任用される会計年度任用職員の給与については、別表第2の職種別基準表に関する規定を除き、五泉市技能労務職に任用される会計年度任用職員の給与に関する規則（令和2年五泉市規則第11号）の規定を準用する。

(技能労務職会計年度任用職員となった者の号給)

第3条 技能労務職員となったものの号給は、別表によるほか、新潟県中東福祉事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年組合条例第3号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 （令和2年10月9日組合規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し令和2年10月1日から適用する。

附 則 （令和3年10月8日組合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し令和3年10月1日から適用する。

附 則 （令和4年10月7日組合規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し令和4年10月1日から適用する。

附 則 （令和6年3月22日組合規則第2号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 （令和6年12月27日組合規則第4号）

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

職種別基準表

職種	号給
洗濯業務員	2
グループホーム夜間宿直員	5
農作業等補助員	1